



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

令和3年5月28日(金)
国土交通省 関東地方整備局
建政部

記者発表資料

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、東伸エンジニアリング株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会
横浜海事記者クラブ・埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

建政部	建設産業第一課長	ひろせ 祐一郎	ゆういちろう 祐一郎	(内線6141)
	課長補佐	てらかど 寺門	まさのり 正則	(内線6696)

電話 048-601-3151(代表)

FAX 048-600-1921

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、下記のとおり監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商号	許可番号	代表者	所在地
①	東伸エンジニアリング株式会社	国土交通大臣許可 (般特-31) 第22703号	江崎 大輔	東京都品川区

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

令和3年6月12日から令和3年10月9日までの120日間

(2) 停止を命ずる営業の範囲

全国における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

(注1) 「機械器具設置工事業に関する営業」とは、注文者から機械器具設置工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

東伸エンジニアリング株式会社の元役員は、大分県別府市が平成31年2月5日から7日までの間に入札を執行した浄水場機械設備工事業の機械設備仕様の策定に関して、別府市元職員が当該業者に便宜を図ったことの謝礼及び当該元職員から今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に、現金100万円を供与したとして、令和3年3月18日、大分地方裁判所より、贈賄罪の有罪判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。